

岬町告示第15号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供する。

縦覧の期間 令和8年4月1日から令和8年6月1日

縦覧の場所 岬町役場 財政改革部 税務課

令和8年3月31日

岬町長 田代 堯